

空家解体促進費補助金

近年、空家等に関する問題が表面化してまいりました。特に放置空家については、周辺の住民に対し、安全や衛生、防犯、放火などあらゆる場面で悪影響を及ぼすおそれがあります。

このような放置空家の問題を解決するためには、所有者自らが適正な除却をすることが重要です。空家所有者の経済的な負担を軽減し、放置空家の除却を促進するため、空家の解体に要する費用を清須市空家解体促進費補助金において支援を行います。

■補助金額

1戸あたり20万円（上限）

■補助の対象となる空家

次の①から⑤の要件を全て満たす空家が対象となります。

- ① 1年以上使用されていない空家で、のべ床面積の2分の1以上が居住の用に供されていたものであること。ただし、空き家が長屋又は共同住宅の場合は、全戸において1年以上使用されていないものであること。
- ② 木造であること。
- ③ 住宅地区改良法第2条第4項に規定する不良住宅であること。
(5ページ住宅の不良度の測定基準による判定100点以上であること。)
- ④ 個人が所有する空家であること。
- ⑤ 所有権以外の権利が設定されていない空家であること。※1

※1 所有権以外の権利が設定されている場合でも当該権利の権利者の同意がある場合は可。

■補助金交付の流れ

不良住宅の判定 3 ページ

不良住宅判定の結果、不良住宅と認定された場合、補助金交付申請を行ってください。

補助金交付申請 3 ページ

契約前に申請を行ってください。

交付決定通知 3 ページ

精査後、適正と判断したら郵送します。

工事の着手

交付決定通知日以降に契約・着工してください。

完了実績報告 4 ページ

工事完了日から 30 日以内または市が指示した日のいずれか早い日までに提出してください。

補助金交付（口座振込） 4 ページ

実績報告の精査後、請求書に基づき補助金を振り込みます。

■申請から補助金交付までの詳細な流れ

①不良住宅の判定申請

次の書類を揃えて提出してください。

- (1) 不良住宅判定申請書
- (2) 空家の位置図
- (3) 空家の外観写真
(2方向以上から撮影し、そのうち1方向は正面玄関を含むものであること。)
- (4) 空家の内部写真(腐朽、破損等がある程度判別できるものであること。)

②判定結果の通知

不良住宅の判定を行い、不良住宅判定結果通知書を送付します。不良住宅に該当する旨の通知があった場合は③へ進んでください。不良住宅に該当しない場合は補助対象外のため、手続きは終了です。

③交付申請

次の書類を揃えて提出してください。

- (1) 空家解体促進費補助金交付申請書
- (2) 事業実施計画書
- (3) 登記事項証明書又は所有者を確認できる書類
- (4) 不良住宅判定結果通知書の写し
- (5) 工事に要する費用の見積書
- (6) 宣誓書兼市税納入状況確認同意書
- (7) その他市長が必要と認める書類

④交付決定

審査後、適当と認めた場合は、補助金交付決定通知書を送付します。

⑤計画の変更・中止等

工事の内容に変更などが生じた場合は、次の書類を提出してください。

【工事の内容に変更が生じた場合】

- (1) 空家解体促進費補助金変更申請書
- (2) 変更内容がわかる書類
- (3) 変更後の工事に要する費用がわかる見積書

【工事が予定期間内に完了しない場合】

- (1) 空家解体工事遅滞等報告書
- (2) 遅滞の理由がわかる書類

【工事の中止又は廃止をする場合】

- (1) 空家解体工事廃止(中止)届
- (2) 廃止(中止)の理由がわかる書類

⑥実績報告

次の書類を揃えて提出してください。

- (1) 空家解体促進費補助金完了実績報告書
- (2) 解体工事の工事請負契約書の写し又は請書の写し
- (3) 補助対象工事に係る解体業者の請負代金の内訳がわかるもの、請求書の写し及び領収書の写し
- (4) 工事写真（着手前、解体工事中及び完了時の状況が確認できるもの）
- (5) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票の写し又はこれに代わるもの
- (6) 建設リサイクル法に関する届出の受領証の写し
（延べ床面積が80㎡以上のものに限る。）
- (7) その他市長が必要と認める書類

⑦補助金の額の確定

審査後、適当と認めた場合は、補助金確定通知書及び補助金支払請求書を送付します。

⑧請求

⑦で送付された請求書に必要事項を記入のうえ提出してください。

⑨補助金の交付

⑧で提出された請求書に基づき、振込先へ補助金を振り込みます。

※申請される場合は、事前に都市計画課までご相談ください。

【お問い合わせ先】

清須市建設部都市計画課計画建築係

TEL：052-400-2911（代表）

FAX：052-400-2963

メール：toshikeikaku@city.kiyosu.lg.jp

別表 住宅の不良度の測定基準（木造住宅等）」（外観目視により判定できる項目）

(い)		(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
評定区分		評定項目	評定内容	評点	最高 評点
1	構造一般の程度	(基礎)	ア 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの		
			イ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの		
		(外壁)	外壁の構造が粗悪なもの又は各戸の界壁が住戸の独立性を確保するため適当な構造でないもの		
2	構造の腐朽又は破損の程度	(基礎、土台、柱又ははり)	ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの		
			イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの		
			ウ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの		
		(外壁)	ア 壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの		
			イ 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの		
		(3)屋根	ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの		
			イ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下つたもの		
			ウ 屋根が著しく変形したもの		
		3	防火上又は避難上の構造の程度	(1)外壁	
イ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの					
(2)屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの				
4	排水設備	雨水	雨樋がないもの		

備考) 一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。

合計	点
----	---

※ 界壁の構造や仕上げ材の状況は、住宅内部に立ち入らないと判定できないため、本手引きでは対象としない。